



2025

栃木市職員採用試験案内 (10月1日採用試験)

令和7年度の栃木市職員採用試験(10月1日採用試験)を次のとおり行います。
また、今回の試験は電子申請での受付とします。

受付期間 令和7年4月25日(金)～5月15日(木)

令和7年5月15日17時までの受信を有効とします。

I 職種・受験資格等

職 種	採用予定人数	受験資格等(それぞれ全ての要件を満たす方)
一般事務	5名程度	下記①又は②のいずれかに該当する方
		①・昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 ・高等学校以上の課程を卒業し、民間企業等で直近5年以内に3年以上の実務経験を有する方(※1)
		②・昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 ・高等学校以上の課程を卒業し、公務員(正規職員)として栃木市又は他官公庁で直近10年以内に5年以上の実務経験を有する方 【公務員経験枠】
土木技師	1名程度	・昭和55年4月2日以降に生まれた方 ・高等学校以上の課程を卒業し、民間企業又は他官公庁で直近5年以内に3年以上の土木に関する実務経験(道路・河川等土木構造物の設計、施工管理、監督等)を有する方(※1)
建築技師	1名程度	・昭和55年4月2日以降に生まれた方 ・高等学校以上の課程を卒業し、民間企業又は他官公庁で直近5年以内に3年以上の建築に関する実務経験(建築物の設計、工事監理、施工監理等)を有する方(※1)
学芸員	1名程度	・昭和60年4月2日以降に生まれた方 ・学校教育法に定める大学(考古学に関する学部・学科)を卒業した方 ・学芸員資格を有する方 ・埋蔵文化財発掘調査の実務経験を有する方

(注意) この試験の受験者は、令和7年度に実施する栃木市職員採用試験における同職種の試験を受験することはできません。

※1. 実務経験年数について、大学院の修士課程修了者は、経験年数が2年以上であれば要件を満たすこととする。
また、すべての職種において、所定の様式により実務経験の内容の確認を行う。

※2. 本試験は、次の各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 栃木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日 時	場 所	合 格 発 表
試験	令和7年7月5日（土） または 令和7年7月6日（日） 試験の実施時間については 別途通知します。	栃木市役所本庁舎	7月下旬 ・合格者へ通知 ・市のホームページに掲載

3 試験の方法及び内容（従来の教養試験は実施しません）

種 目	内 容
小論文試験 （事前提出）	社会人として培われた専門的な知識等について試験を行います。 1, 200字（400字詰原稿用紙3枚以内）で小論文を作成ください。 小論文試験の課題 （1）一般事務 「『協調』についての考えを今までの経験をもとに具体的に述べなさい。」 （2）土木技師 「社会人を経験し、一番重要と思うことは何か。また、社会人として学んだことをどのように栃木市に活かしたいと考えるか。」 （3）建築技師 「社会人としての知識や経験等を踏まえて、建物を建築する際に、一番重要なことは何であると考えてるか。」 （4）学芸員 「栃木市における文化財の保存・活用を図るため、特に取り組んでみたいことは何か。」
適 性 検 査	市職員として必要な素質及び適性について、検査を行います。
個別面接試験	主として人物について、個別面接による試験を行います。

※上記小論文試験は、令和7年6月11日（水）までに提出してください。小論文・面接票の提出用の電子申請URLについては、受験票の送付時に送付いたします。

（6月11日17時までの受信を有効とします。）

4 受験申込手続

受付期間	電子申請のみ 令和7年4月25日（金）～ 5月15日（木）17時【受信有効】 ・ 申込内容の審査後、受験票データを受験者本人宛て電子申請システムにて返信します。 5月23日（金）までに受験票データが返信されない場合は、総務人事課にご連絡ください。
申込方法	・ 市ホームページ > 職員採用 > 令和7年度 栃木市職員採用試験（前期採用試験・10月1日採用試験）のページから電子申請してください。 ・ 試験申込書に添付する写真データは、縦4cm×横3cmで申込前3か月以内に撮影した正面胸から上のものとしてください。
申込書 記入上の 注意事項	・ 記載事項に不備があると、受験できない場合があります。 ・ 市役所からの連絡、通知等を現住所以外のところに希望する場合は「通知等送付先」に記入してください。 ・ 職歴欄には、直近の職歴順に記入し、正職員でない場合（臨時・嘱託等）はその旨を記入してください（自営業、農業従事、在家庭の期間等も記入のこと。ただし、在学中のアルバイトは記入不要）。 ・ 資格免許欄（運転免許含む）には、取得見込みの資格についても記入してください。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、このうちから任命権者が採用を決定することになります。採用は原則として令和7年10月1日付ですが、採用候補者名簿に登載された方が全員採用されるとは限りません。
- (2) 資格・免許を必要とする職種にあっては、所定の期日までに当該資格・免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 実務経験を必要とする職種にあっては、実務経験を欠いていることが明らかになった場合は、採用される資格を失います。

6 給 与

学歴、経歴等を考慮の上、初任給が決定されます。

現行の栃木市職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。

大学卒	短大卒	高校卒	社会人卒（参考）
220,000円	204,400円	188,000円	256,400円

※令和7年4月1日現在の金額。採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

学歴・職歴等に応じて、職位（主任または主事）および初任給が決定されます。社会人枠の初任給（参考）は、大学卒業後から市に採用されるまでの期間を民間企業等で就労していた場合の参考額（採用時年齢32歳の場合）を記載しています。

上記のほか、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当等が支給されます。

7 個人情報・試験申込書の取扱い

試験申込書に含まれる個人情報は、栃木市職員採用試験の資料としての目的以外には使用しません。また、試験申込書、その他受験に際し提出された書類等は返却しません。

8 試験結果の簡易開示

試験結果は、受験者本人に限り、口頭で開示を請求することができます。

開示希望の方は、受験者本人が本人であることを確認できるもの（学生証、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真が貼付されたもの）を持参の上、総務人事課にお越しください（土、日および祝日は開示不可）。なお、電話・郵便等による開示請求はできません。

開示請求できる人	開示する内容	開示の期間および場所
不合格者	得点および順位	合格発表の日から1か月間、総務人事課にて開示